慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「慈善と救済」の歴史における「比較と関係」の視座：応答
Sub Title	Towards a comparative and connected history of charity and relief : a response from the author
Author	金澤, 周作(Kanazawa, Shusaku)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2022
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.115, No.2 (2022. 7) ,p.163 (55)- 170 (62)
JaLC DOI	10.14991/001.20220701-0055
Abstract	
Notes	特集：慈善と救貧の比較史：金澤周作著『チャリティの帝国： もうひとつのイギリス近現代史』をめぐって 批判・ 応答
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20220701-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」115 巻 2 号（2022 年 7 月）

批判・応答

「慈善と救済」の歴史における「比較と関係」の視座——応答

金　澤　周　作*

はじめに

松沢氏の重要な問題提起を自分なりに表現するならこうである。「慈善と救済」を歴史的に理解するには，与え手だけを見ても受け手だけを見てもだめで，この現象を《与え手と受け手を両方含む多様な人々から構成される社会ないし共同体が，成員の生存のために作り上げる感情と規範と実践の束》として捉え直すことが必要である。しかも，そうした時間や空間の別を問わずに適用できるフラットな物差しを導入することによってはじめて，異なる時空間同士を互いに反射させて理解を深める「比較史」の視座が開かれる——。このように設定すれば，数十年来各国単位で検討し尽くされてきた感のある「弱者」の社会史と，やはり各国単位で研究蓄積のある与え手による「救済」行為の社会史とが，有機的に組み合わされて新たな像を結ぶだけでなく，その結果，多分野の研究者たちを繋ぐ，ダイナミックで複合的な，しかもきわめて現在的かつ「普遍」的な比較史の一大テーマが立ち現れて，多くの論点を導き出せる。我が意を得たりとの思いがする。

イギリス近代史を専門領域としている私は，とりわけチャリティ的な営為（民間で非営利的になされる諸種の救済行為）に関して，ヨーロッパの他の諸地域や日本との歴史的比較に長らく関心を寄せてきた。いかなる時空間でも，その過去からの経緯が幾重にも積み重なってチャリティ的なるものが現象することが，さまざまな先行研究を参照することを通じて見えてきた。この多様性と重畳を踏まえた上で，

＊　京都大学大学院文学研究科

あくまで最大公約数的な，もっとも前面に出てくる基調のレベルで捉えるなら，ヨーロッパ史上のチャリティの特徴は，（長い）中世においては神中心，近世・近代は社会中心，現代は人間中心である。その中でも，大陸ヨーロッパとの対比においてイギリスが際立つのは，近現代においては，①宗教・宗派の共存様態と②社会の質と③体制の安定性である。イギリスでは，①国教会を中心とするプロテスタント諸宗派が適度に競合しつつ混ざり合って共存し（次第にカトリック，ユダヤ教，その他の宗教，および信仰を持たない人々も巻き込む），②資本主義的な経済活動全般の隆盛に支えられた社会の土台は核家族と自由主義であった。これに加え，③長いヨーロッパの歴史の中にあって，17 世紀末以降，内在的・外在的な要因による深刻な体制崩壊と転換を一度も経験せずに済んだ。これらが，イギリスにおけるチャリティの持続的な隆盛に大いに利した。大陸ヨーロッパの主要国のうちどれを想起しても似た例はない（あったとしてもスイスくらいか）。

それゆえ，特殊なイギリスにおけるチャリティをめぐる感情・規範・実践について，他国の歴史的経験と単純に比較して多い少ないを論じても仕方がないし，簡単に他地域に移植（借用）できるようなパッケージではありえない。そもそも，他国にもそれぞれ，相応のチャリティ的感情・規範・実践は当然観察できる。しかし，かといってイギリスを参照する価値がないわけでもないだろう。なぜ異同があるのか，なぜ移植しようとしたのか，なぜ移植しがたかったのか，はたまた，移植しやすかったのか，を考える「物差し」にしていただけたらいいと思っている。また同時に，さまざまな時代・地域の共同体における生存を可能にする感情・規範・実践の，それぞれの個性とコンテクストも大切で，そうした多様性と共通の議論枠組みの両立が望ましい。拙著『チャリティの帝国』の執筆に際しても，どれほど成功しているかはともかくとして，この「多様性と共通の議論枠組みの両立」を意識していた。だからこそ，この本を書いたことで，隣接する分野のすぐれた研究者の方々に，今日，まさにそのように用いていただいていることに，大いに喜び，深く感謝している。

1. 河原報告への応答
——中近世ヨーロッパとの比較と継承関係

ヨーロッパの中近世および日本の近世・近代，そして中国史上の慈善と救貧の実態について学ぶところがひじょうに大きかった。私は，イギリスなどの「チャリティの帝国」の進出を受けた近代日本——実際，キリスト教系慈善団体が明治初期には隆盛——が，どのように反応して自らの慈善と救貧の方向性を定めていったのかというところに関心がある。そこで，まず河原氏の中近世史を俯瞰しつつミクロな事例にも触れさせてくれる重厚なご報告で提起していただいたいくつかの問いかけに応答する形で，中近世ヨーロッパ史の中のイギリスのあり方を確認したい。次に，「身分制や共同体が基本的に存在しない」中国で歴史的に慈善事業が活発であった事実を提示して，日英（あるいはアジア – ヨーロッパ）比

較の際の重要な留意事項を教えてくださった小浜氏の示唆に満ちたコメントを念頭に置きつつ，日本に関する松沢氏と池田氏のご報告に応答してみたい。

河原氏は，中近世ヨーロッパにおけるチャリティ規範・実践の地域的な多様性と近現代との連続・断絶の両面を示された。この図柄の中にイギリス（近代以前においてはもっぱらイングランドを指す）を置いたとき，早期の王権確立を背景に，16 世紀末に成立した救貧法の全国一律の施行が際立って見えるというご指摘は，その通りだと思う。税によって供給されるこの最後のセーフティネットを前提にして，各種のチャリティは生み出され，運営された。その意味で，イギリス近現代のチャリティ文化の一起源を近世に求めるのは妥当な議論で，河原氏の参照されたキース・トマスやI・K・ベン＝エイモスが詳述している諸事例は説得的である。ところで，ベン＝エイモスは，16，17 世紀イングランドにおいてコミュニティへの貢献を志向する人々がチャリティをすることによって得られる「効能」として，福祉（welfare），威信（prestige），アイデンティティ（identity）の三点を指摘しているが，これを潜在的受け手の「社会的権利」の獲得にまで結びつけることまではできないだろうと思う。拙著で繰り返し主張している通り，近世以降，現在に至るまでチャリティは，その遂行が強制されず，その不遂行が強く非難されることもない，いわゆる「不完全権利・義務」だからである。その点，救貧法が研究史上しばしば貧者の被救済権と関連づけられていたり，また，現代の国家福祉が国民の社会権の保障を謳っているのとは対照的である。

河原氏は，中近世ヨーロッパの「市民」とチャリティの密接な関係に注意を促し，ここにも一つの起源を認めておられる。18 世紀以降のイギリスのチャリティが，主として，各地に勃興した諸都市のインフラ整備（道路，街灯，橋，運河，公共建築物など）を担った中間層（the middling sort of people）によって行われたことを思えば，中世と近代以降の「市民」の果たした役割の連続性（積み重なり）は明白だと思われる。それを認めた上で，（河原氏が編者のお一人をつとめた大論文集『ヨーロッパ中近世の兄弟会』（東京大学出版会，2014 年）にも記されているように）イングランドにおいて中近世の兄弟会はさほど対外的チャリティには熱心ではなかったようであるし，イタリアやフランドルの諸都市のような目も眩む華やかな都市的市民文化が花開いたわけでもない。中世イングランドのチャリティの主たる担い手は王侯貴族，修道院と一部の突出した富裕な商人と言えるのではないか。イギリス史に即せば，近世以降にむしろ「市民」層が，都市の自治の継続発展と並行して，旧来の王侯貴族や大地主に伍して，新たなチャリティの担い手として台頭したと見たらよいのではないかと思う。そして 18，19 世紀になると，今度はイギリスの市民的なアソシエイション活動が，大陸ヨーロッパや北米大陸にとっての先行例となっていくと見るべきではないか。

河原氏の提言から導かれるのは，「ヨーロッパ」という括りでチャリティに関する統一的な時代区分を構想することの意義と困難である。中近世（14〜17 世紀）という時間枠を設

定するにしても，中世から近世への転換期として16世紀の画期性を強調するにしても，対象とする空間の位置によって流れている時間は異なるであろうし，どの地点にも同時に複数の時間が並走しているからである。拙著では「転換」ではなく「上書き」としての歴史像を提案した。そのような重層性に留意した叙述をこころがけつつ，敢えて理解を促進するための大胆な時代区分をするというのがよい（時代区分論については『思想』1149号（2020年1月）の特集を参照）。そうしなければそもそも比較が不可能になるだろう。河原氏のご報告はその大切な土台を提供している。

2. 松沢報告への応答 ——日本とイギリスの「家」

松沢氏は，拙著で描いた近代イギリス像と対比させる形で，明治期日本の公的救貧と私的慈善のプレゼンスの小ささを示す。さらに，当時の官僚（井上友一ら）にとって，イギリスにおける巨額の公的救貧支出は悪しき濫給の好例であり，彼らはむしろ日本の現状を肯定的に認識していたと論じられているのは，彼らの観察力の鋭さと自文化に恃む気持ちの強さの両方を示すものとして，私にとってはひじょうに興味深い。このシンポジウムの後に刊行された松沢氏の最近のご著書『日本近代社会史——社会集団と市場から読み解く　1868–1914』（有斐閣，2022年）でも平易な語り口で書いておられるように，明治期日本の社会は，「家」ないし「家」的人間関係が幾重にも織り込まれる形で成立していた。おそらく，イギリスと日本における公私の救貧のボリュームの顕著な差異は，両国の当時の経済規模の懸隔や資本主義の成熟度（都市化や窮乏化の進展），支配的宗教の違いだけに帰せられない。「家」のあり方の違いが，決定的に作用しているように思われる。そして，そのことは欧米の「福祉」の現実に触れたことのある当時の日本の識者も認識していた。いくつか紹介したい。

東京養育院に長く携わったことで知られる田中太郎は，渋沢栄一によって実現したその滞欧経験を『泰西社会事業視察記』（私費出版，1911年）にまとめているが，同書所収の，帰朝後に行われたある講演には次のような発言が見られる。

> 我邦に於きましては一人が一生懸命に稼ぐと妻子や親は別としても，兄弟姉妹，親類縁者までが寄り集まつて其脛をぼりぼり嚙ぢる，嚙ぢる者は其れを当然の権利の如くに考へ，嚙ぢられる者は嚙ぢられるのを名聞の如くに考へて居ると云ふ有様で，何時まで経つても稼ぐ丈けは皆な嚙ぢり取られて滅多に富むことが出来ない仕掛け……一門一族相倚り相助くと云へば頗ぶる美風の如くに聞こえますが，倚頼心を助長させる恐れありと云ふ点から見れば一種の弊害……斯かる国風からして自然公けの救助を受くる窮民が甚だ少ない，要するに我国民は自活し能はざる人間を一族故旧が集まつて救助して，之れを社会の御厄介に掛けぬことにして居るので美風良俗には違ひなひが然かし一面から観察すれば皆んなが脛を嚙り合つ

て恨みつこなしに貧乏しやうと云ふ申合はせを作つて居るやうなものでツマリ救貧院が各々の家庭に存在して居るのである。（324–325 頁）

貧困を吸収する「家」機能が社会に組み込まれていて，「社会の御厄介」になることを忌避する日本には，イギリスにあるような救貧院は不要である（良かれ悪しかれ「家」がその役割を果たすのだから）という観察は鋭い。

また，日本の「社会事業の父」とされる生江孝之も，『欧米視察　細民と救済』（博文館，1912 年）において，井上と同様イギリスの「公的救助額」の多さや「私営救済事業」の「旺盛」さと対比して，「我邦に於ける公費救助が斯くも少額なる所以」として，主に「民法上扶養義務の範囲の広さと，古来より遵法せる家族制度の美風」に「帰せざるを得ない」と述べる（6 頁）。彼は『社会事業綱要』（巌松堂書店，1924 年）でも同じ理解を維持している。「養老保護」が日本に少ない理由の一つは，「家族」のあり方の特殊性である。

云ふまでもなく我邦の家族は尊属親，卑属親からなつて居る。されば一家の長たる老親に対しては必ず之を扶養せねばならぬ，これ古来からの制度である。従て現行民法上の扶養義務の範囲もきわめて広く，是れは海外に於いて其の例を見ざる所である。即ち配偶者，直系卑属（子女，孫，玄孫）は素より，直系尊属（父母，祖父母，高祖父母）戸主，兄弟姉妹に及んでいるのであつて，是等に於いて各扶養を為しつつあるが為め，他の救助を仰ぐの要なきものが多い。（105 頁）

「家」にとって弱い成員の救済がいわば「完全義務」になっている日本の事例から逆照射するなら，イギリスの公私救済の横溢は，良かれ悪しかれ「家」ないし「家」的人間関係の相対的脆弱さに求められるのかもしれない。はたして中国の「宗族」はどう位置づけられるのだろう（小浜氏同様岸本美緒氏も中国は集団を社会構造の単位にしていないと指摘している）。ただし，イギリスにおいても，ジェーン・ハンフリーズ（原伸子／山本千映／赤木誠／齊藤健太郎／永島剛訳）『イギリス産業革命期の子どもと労働——労働者の自伝から』（法政大学出版局，2022 年）で精彩かつ構造的に示されている通り，貧しい労働者たちの生存の基本ユニットは「家」（核家族）であり，その成員が子どもも含めて各々に労働を持ち寄って暮らしを支えていた。「家」が生存維持機能を有していることは明らかである。「家」の日英比較，そして英欧比較，近代 – 前近代比較は，より仔細になされる必要があるだろう。

3. 池田報告への応答 ——「選別」をめぐって

池田氏は近世と近代それぞれの富裕者による貧民救済のあり方の違いを鮮やかに示し，近世の経験が後代のそれを一定程度規定していたさまを描く。社団的に編成されていた江戸期の社会において，救済は特定の身分集団ごとにその内的論理に従ってなされ，富裕者

はそこに金を出しても使い道に容喙することは（でき）なかった。明治に入ってこうした社団は解体され「区」へ再編されるが，今度は富裕な区民は「あっさり」と行政に金を預けて使途を委ねた。日本における富裕な人々が自らの属するコミュニティ発展にコミットする仕方は，中近世ヨーロッパの経験を上書きしてきたイギリスとは大きく異なるということが改めてよく分かる面白い現象だ。日本における「選別の契機の不在」は，いわゆるイギリス的な，あるいは，中世に淵源するヨーロッパ的な，自律的市民社会とは異なる社会のあり方を示しているのであろう（言うまでもなく，ここで私は価値判断を下しているのではない）。しかし他方で，資金を預けられた行政——「お上」——の側にいた人たちは，少なくとも対外的には，近代的で欧米的な選別救済をしていることをアピールしている。1914 年に内務省地方局が英語で発行した *Relief Works of Japan*（『日本の救済事業』）という冊子には，ほとんど教科書的と言ってよい選別救済の意志が綴られている。

> 救済事業の一大目的は貧民の状態改善である。経験が教えてくれるところでは，貧困にあえぐ人々に施しをばらまくことは，この目的達成の道ではない。状態改善を実現する効率的な策はむしろ，貧民をうながして自分自身の向上のための努力をさせることだ。これこそ現代の博愛活動の担い手たちが従っている根本原理である。換言するなら，そのような状況にある人々に手を貸して，かれらが完全に手の施しようのない困窮に陥らないようにすること，これこそ，私たちが公共（the public）のためにできる最も安全かつ明らかに最善のことである。したがって，貧民に自立と勤勉と先見（self-reliance, diligence and forethought）の精神を抱かせることが非常に重要である。（77 頁；下線は引用者による）

ここで特筆されている「自立と勤勉と先見」は，欧米的な自助（セルフ・ヘルプ）の徳目を繰り返してすり寄っている言説のようにも見えるが，もしかしたら，日本的な「通俗道徳」の表明なのかもしれない（《追記》参照）。

これと関連して，同書には，明治 41 年に「救済事業に関心を寄せる官民の人士」が，「ばらばらな諸団体を統一的な指揮下において協力と効果的監督によって事業をより効率的にする目的」を掲げ，渋沢栄一の下で「中央慈善協会」が設立されたことが書かれている。この団体は the Charity Organization Society（チャリティ組織化協会）と英語表記された（80 頁）。もともと「チャリティ組織化協会」は 1869 年，チャリティの無秩序な増殖がもたらしたとされる不良貧民による不正な重複受給の横行に苦慮する人々によってロンドンで誕生した。チャリティ団体間およびチャリティ部門と公的救貧部門の間で救済対象の情報共有を進め，救済申請者の事情を精査（ケースワーク）して救済の内容や是非を決定する（対象者を選別する）ことによって，公私の財源からの濫給を是正しようとした。近代的で科学的なチャリティを標榜する，市民的な運動で

ある。趣旨に共鳴する人々によって，イギリスおよび欧米各地に同名組織が叢生した（ただしイギリスでは，運営に容喙されることを嫌う既存のチャリティ団体からも公的救貧を担う人々からも十分な協力を得られなかった）。したがって，チャリティの少ない日本で半ば上からの組織化によって諸団体を動員した「中央慈善協会」とはまったく性質が違うのだが，内務省地方局は翻訳に際して敢えてこれを同一平面に置いた。日本的な救済のあり方を欧米の概念で表現したのである。松沢報告とも響き合う部分である。

おわりに

ひじょうに充実した3つの報告と，小浜氏の濃密な中国の事例紹介からなるこのミニカンファレンスの意義は大きい。今後の共同研究の可能性，方向性を指し示しているように私には思われた。井上友一，区の行政を担った人，田中太郎，生江孝之や欧米人の，中国やイスラーム圏における救貧に対する評価も知りたくなった。そこまで視野を広げれば，「慈善と救済」の比較史——関係史を当然含む——は，どこに軸足を置いたとしても「グローバル」な構えを持ちうるだろう。

拙著では，古代から現代に至るそれぞれの時空間において，救済を与える人，受け取る人，そのような社会に生きる人が抱いた「三つの気持ち」がいかなるものであったのかを提示した。同じことが日本でもできないだろうか。極端に給付抑制的な恤救規則と，小規模で数も少ないアソシエイション型（およびさらにわずかの財団型）のチャリティしかない近代日本に生きた人々の「慈善と救済」の規範・実践の背後に，対応する「三つの気持ち」（感情）があるとすれば，それはどのようなものなのだろうか。そしてそれは近世日本の人々や，21世紀を生きる私たちの「気持ち」とどのような異同があるのだろうか。「慈善と救済」という公式・非公式の規範・実践は，それが展開する地に生きる人々の感情と不可分の関係にあると私は考えている。どちらが原因でどちらが結果であるとは言えないが，相互に影響し合っており，そうして変化の契機を内包した構造を成しているのではないか。

最後に，拙著のメインタイトルに「帝国」を掲げていることに関連して一言述べたい。良かれ悪しかれ「善意」のシステムによって多様な文化集団を包摂していく「チャリティの帝国」は，おそらく近現代イギリスの専売特許ではない。ポルトガル，スペイン，オランダ，イギリスなどのケーススタディを持ち寄った特集を組んでいる雑誌もある（*New Global Studies*, 12–2 (2018)）。このように欧米諸国で類似現象を指摘するのは難しくないのだが，たとえば日本や中国では，外部からの「チャリティの（諸）帝国」の侵入を受けるほかに，自らが中心となって外部へと「善意」を放射するベクトルは見つけられないだろうか。あってもなくても，多くても少なくても，その総体はある歴史的な個性を表すものであり，一筋縄ではいかないダイナミックな歴史像をなすのではないだろうか。現代の先進国が「グローバル・サウス」に対して展開してきている開発援助との異同や系譜関係も気になる。

追記：カンファレンス終了後しばらくして入手した *A Peasant Sage of Japan* (Longmans, 1912)——二宮尊徳の事績を記した『報徳記』の英訳——の中で，序文を寄せた比較宗教学者 J・E・カーペンターは，（通俗道徳の典型例たる）同書を「東洋的フィランスロピーの年代記」と呼んでいる。訳者の好本督は巻末補遺において，尊徳の実践を，浪費も無駄もない charity organization（!）の成功例として分析した。かくのごとく，慈善と救済という現象は時間的，空間的な比較とともに，関係（相互的な影響）の歴史に開かれ，思いもよらぬ伝播と変奏の姿をかいま見せてくれる。